

町田第三中学校 P T A 会 則

第 1 章 総 則

第 1 条 名 称

本会は昭和 43 年 4 月 1 日発足。

本会は東京都町田市立町田第三中学校 PTA と称し事務所を同校におく。

第 2 条 目 的

保護者と教職員が PTA 活動を進めることによって、相互の理解を深め協力し、生徒の健全な成長をはかることを目的とする。

第 3 条 方 針

本会は教育を本旨とする民主的団体として次の方針で活動する。

- 1 会は自主独立のものであって、如何なる個人、団体からも干渉を受けない。
- 2 生徒の福祉増進のため、他の団体および機関と協力する。
- 3 本会と学校との関係は、相互にその自主性を尊重し、運営について必要な進言をすることはあっても、干渉はしない。
- 4 本会は特定の政党や宗教に片寄る活動や、営利を目的とする行為をしない。また PTA の名をもって立候補することや、立候補者の推薦・応援等をしない。

第 4 条 活 動

- 1 会員相互の親睦をはかり、教養を高めるための研修をする。
- 2 家庭と学校との緊密な協力により生徒の健全育成をはかる。
- 3 生徒の教育環境の整備をはかる。
- 4 その他本会の目的達成のため必要な活動を行う。

第 5 条 会 員

- 1 本会の会員は、生徒の保護者と教職員とする。
- 2 会員はすべて平等の義務と権利を有する。

第 2 章 会 計

第 6 条 本会は、会費その他の収入によって運営する。

第 7 条 本会の予算および決算は、常任委員会の審議を経て総会に提出し議決する。

第 8 条 会員の負担する会費の額は世帯数単位とし、年額 2, 0 0 0 円とする。

第 9 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 3 1 日までとする。

第 3 章 組織と役員

第 1 0 条 本会の組織は次の通りとする。

- 1 総会
- 2 常任委員会
- 3 役員会
- 4 本部会
- 5 各部委員会
- 6 学年委員会

第 1 1 条 本会の本部役員は次の通りとする。

- 1 会長 1 名 (保護者)
- 2 副会長 3 名～4 名 (保護者 2 名～3 名教職員 1 名)
- 3 会計 3 名 (保護者 2 名教職員 1 名)
- 4 書記 3 名～4 名 (保護者 2 名～3 名教職員 1 名)

第 1 2 条 本会の役員は次の通りとする。

- 1 本部役員
- 2 学年委員長 (各学年 1 名)
- 3 各部部長 (3 名)

第 1 3 条 役員の仕事は次の通りとする。

【 1 】 本部役員

- 1 会長
 - イ 本会を代表し、会務を総括する。
 - ロ 総会、本部役員会、役員会、常任委員会を招集する。
- 2 副会長
 - 会長を補佐し、会長に支障が生じたときは、これを代理する。
- 3 会計
 - ① 予算に基づき、いっさいの会計事務を行う。
 - ② 常任委員会および総会において、会計監査を経た決算の報告をする
- 4 書記
 - ① 役員会、常任委員会、総会の議事ならびに本会の活動に関する事項を記録する。
 - ② 会長の指示により本会の通信を行う。
 - ③ 諸種の記録その他の資料を保管する。

【 2 】 役員

- 1 各学年委員長は、学年委員会を総括する。
- 2 各部代表は、担当の部を総括する。

第14条 役員の選任は次の方法で行う。
役員は立候補もしくは推薦制とし、総会で決定する。ただし、学年委員・各部代表はその互選による。

第15条 役員の任期は1か年とし、再選を妨げない。また、他の役員と兼任はしない。

第4章 会計監査

第16条 会計監査委員は、その年度の会計を監査し、その結果を、常任委員会を経て総会で報告する。

第17条 会計監査委員は保護者2名教職員1名とし、総会で承認を得る。
任期については、第15条を準用する。

第5章 委員及び常任委員会

第18条 本会の委員は次の通りとする。
イ 学年委員は各学年より選出される。

第19条 常任委員会は、会長・副会長・書記・会計・各学年委員長・各専門部長・各学年委員をもって構成する。

第20条 常任委員会の任務は次の通りとする。
イ 予算、事業計画、決算、その他必要事項の審議。

第21条 本会に次の専門部をおく。
イ 地域活動部
ロ 広報部
ハ 文化研修部
各専門部は別に定める規定によって運営される。

第22条 委員は各部に所属し、実務を担当する。

第23条 委員の任期は1か年とし、再選を妨げない。

第 6 章 総 会

第 2 4 条 総会は次の通り開催する。

- 1 定期総会 毎年 1 回、年度当初にこれを開く。
- 2 臨時総会 必要と認めた時、臨時にこれを開く。

第 2 5 条 総会は、本会の最高議決機関であり、会員の過半数の出席または委任をもって成立する。

第 2 6 条 総会の議事は、出席人員の過半数により決定する。

第 2 7 条 定期総会には、次の事項を提案し、承認を得なければならない。

- 1 事業報告および決算報告
- 2 事業計画および予算
- 3 役員および会計監査の承認
- 4 規約の改正

第 7 章 付 則

第 2 8 条 本会は、その運営上必要ある場合は、細則を設けることができる。
ただし、その作成、改正は常任委員会の決議によって行う。

第 2 9 条 本会の会則は、昭和 58 年 4 月 1 日より実施するものとする。

(平成 4 年 4 月 2 5 日 一部改正)

(平成 8 年 2 月 1 7 日 臨時総会において一部改正)

(平成 1 4 年 5 月 2 2 日 定期総会において一部改正)

(平成 1 8 年 1 1 月 3 0 日 臨時総会において一部改正)

(平成 2 6 年 5 月 1 6 日 定期総会において一部改正)

(平成 2 8 年 5 月 1 3 日 定期総会において一部改正)

(令和 元 年 5 月 1 0 日 定期総会において一部改正)

(令和 2 年 1 2 月 7 日 書面総会にて一部改正)

(令和 4 年 5 月 1 6 日 臨時総会にて一部改正)

(令和 6 年 5 月 9 日 書面総会にて一部改正)

町田第三中学校 PTA 細則

【1】学年委員規定

(1) 学年委員会

目的および活動

学年保護者と学年担当教員が相互の理解・親睦を深め協力し、学年生徒の健全な成長をはかる。また、学年に関する問題の討議や諸活動の立案・運営にあたる。

組織と運営

- 1 学年委員ークラス数×2名～ 文化－4名～ 広報－4名～ 地域－4名～
学年担任による。
- 2 各学年の学年委員は学年担当教員と構成し、学年委員長1名、副委員長1名、書記1名、会計1名を互選する。
- 3 学年委員会は学年委員長が招集し、その合議により運営する。

【2】各部規定

(1) 地域活動部

目的および活動

保護者と学校が緊密な連絡をはかり、健全育成と地域社会の環境浄化をはかる。

- | | | |
|----|-----------------------|---------------|
| 活動 | イ 生徒の生活指導 | ロ 保護者の啓発と環境整備 |
| | ハ 地区の情報交換 | ニ 健全育成の研究調査 |
| | ホ 関係団体との協力その他必要を認めた事項 | |
| | ヘ 未来塾の受付 | |

組織と運営

部長1名 副部長1名 書記1名 会計1名 学校側若干名
委員会は部長が招集し、その合議により運営する。

(2) 広報部

目的および活動

広報紙の発行を通じて、広く会員の主張・意見・情報の交換によって学校と家庭との密接な連携をはかる。

組織と運営

部長1名 副部長1名 会計1名 書記1名 学校側若干名
委員会は部長が招集し、その合議により運営する。

(3) 文化研修部

目的および活動.

会員相互の親睦を深め教養を高める。(講演会、社会見学等)
ベルマーク活動の取り仕切り。

組織と運営

部長 1 名 副部長 1 名 会計 1 名 書記 1 名 学校側若干名
委員会は部長が招集し、その合議により運営する。

【3】慶弔規定

会員が死亡した場合一律五千円

教員転・退職の場合記念品をおくる

その他必要な場合は本部役員会できめる。

【4】転出入の会費規定

| | | |
|----------------|-------|------|
| 前期(9月末まで) | 転入の場合 | 全額納入 |
| | 転出の場合 | 半額返納 |
| 後期(10月より3月31日) | 転入の場合 | 半額納入 |
| | 転出の場合 | 返納なし |

(平成21年9月24日 常任委員会にて一部改正)

(平成28年5月13日 定期総会にて一部改正)

(平成31年2月20日 常任委員会にて一部改正)

(令和2年12月7日 書面総会にて一部改正)

(令和4年5月13日 書面総会にて一部改正)

(令和4年5月16日 常任委員会にて一部改正)

(令和6年2月19日 常任委員会にて一部改正)

(令和6年5月9日 書面総会にて一部改正)

町田第三中学校 PTA 組織図

